

平成26年度計画・27年度計画・28年度計画の事後評価について

<26年度計画>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
在宅医療の推進	在宅医療推進 【H26～29】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇在宅医療連携拠点の整備 33市町村（平成30年度）</li> <li>◇在宅医療推進協議会設置、在宅医療に係る課題の抽出等により施策を推進（県1か所、地域8か所）</li> <li>◇地域の医師が看取りや検案に対応できるようになる（研修会への参加医師数：600名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇拠点や相談窓口を16市町に整備済み</li> <li>◇県及び7地域で開催</li> <li>◇研修会5回実施・337名参加</li> </ul>	<p>県が実施してきた在宅看取り検案研修会のステップアップとして、平成29年度からは公立大学法人横浜市立大学が事業主体となる在宅看取り検案研修会の補助をすることで、地域における看取り検案に対応可能な医師の育成を支援していく。</p>
	在宅歯科医療推進 【H26～29】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇在宅歯科医療推進、在宅歯科医療と医科・介護の連携を図るための拠点として、在宅歯科医療中央（地域）連携室を設置（中央1か所、地域22か所）</li> <li>◇在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器の整備 3か年：215か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇中央連携室1か所、地域連携室20か所を設置・運営</li> <li>◇在宅歯科医療用機器を計215か所に整備</li> </ul>	
	精神科医療強化事業 【H26～28】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県内の精神科病院（63機関）における退院支援委員会への地域援助事業者等の参画を支援し、地域における医療と福祉の連携体制の推進（退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながる患者数900人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇退院支援委員会を活用し地域援助事業者とつながった患者数8件</li> </ul>	<p>精神科病院に対して、今後も引き続き地域援助事業者や地域の医師を退院支援委員会に招聘し、患者にとって必要な支援体制を構築するよう働きかけていく。</p>
	在宅医療（薬剤）推進 【H26～29】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇訪問薬剤管理指導を行う薬局薬剤師及び褥瘡対応できる在宅医療関係者の人材育成、在宅受入薬局の周知</li> <li>◇薬局による医療用麻薬及び衛生材料等の円滑供給</li> <li>◇病院や薬局に復職・再就職等を希望する薬剤師の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇訪問薬剤管理指導研修（受講者1,046名）</li> <li>◇褥瘡対応研修（受講者286名）</li> <li>◇円滑供給に向けて、リスト（小冊子）作成・配布</li> <li>◇復職・再就職希望者向け研修（病院向け3回・11名受講、薬局向け2回・7名受講）</li> </ul>	<p>研修の開催などにより、人材の育成・確保が一定程度進んだものの、まだ積極的に在宅医療に参画できる薬局が少ないことから、今後も引き続き研修等を開催し、更なる人材の育成・確保に取り組んでいく。</p>

<p>医療従事者の確保</p>	<p>医師確保関連 【H26～29】</p>	<p>医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口10万人当たり医師数（医療施設従事者）193.7人→207.7人</li> <li>産科後期研修医数 83人→85人</li> <li>専攻医指導施設 39カ所→44カ所</li> <li>分娩取扱施設の常勤産科医師数537人（現状維持）</li> <li>分娩取扱施設の非常勤産科医師数118人（現状維持）</li> <li>分娩取扱件数 64,887件→64,887件（現状維持）</li> </ul> <p>◇地域における安心・安全な分娩提供体制を確保</p> <p>◇医療機関が自主的に行う勤務環境改善マネジメントシステムに基づく、勤務環境改善の取組みの支援により、医療機関の勤務環境改善の促進、医療従事者確保を図る。</p> <p>◇小児医療の充実、夜間や休日の小児救急医療体制確保、初期・二次・三次救急の連携の充実による、安定的な小児救急医療体制整備、小児医療従事者の負担軽減及び人員の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口10万人当たり医師数201.7人</li> <li>産科後期研修医数54人</li> <li>専攻医指導施設40カ所</li> <li>常勤産科医師数518人</li> <li>非常勤産科医師数114人</li> <li>分娩取扱件数63,230件</li> </ul> <p>◇帝王切開術のために待機する産科医師の確保経費の支援等による安心・安全な分娩提供体制の確保</p> <p>◇医療勤務環境改善支援センターの運営、医療機関の勤務環境改善の取組み支援</p> <p>◇夜間休日の小児二次救急医療体制確保への支援、小児医療相談等の実施による、初期・二次・三次救急の連携充実、小児医療従事者の負担軽減</p>	<p>地域医療支援センターにおいて、特定診療科や地域による医師の偏在の解消に向けた検討をさらに進めていく。</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関が自主的に勤務環境改善の取組を促進するための研究会及び個別相談を今後も実施していく。</p>
	<p>看護職員等の確保及び質の向上 【H26～28】</p>	<p>◇訪問看護に関する課題及び対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、訪問看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施することにより、質の高い訪問看護サービス提供体制の構築を目標とする。</p> <p>◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。</p> <p>◇急速な高齢化に伴う保健・医療・福祉サービスの需要増加への対応及び、在宅歯科医療の推進等のため歯科衛生士等の人材を確保することを目標とする。</p>	<p>◇質の高い訪問看護体制の構築を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護推進協議会及び作業部会開催</li> <li>訪問看護ST・医療機関勤務看護職員相互研修、訪問看護管理者研修、訪問看護師養成研修の実施</li> </ul> <p>◇看護人材の確保及び質の高い看護の提供を推進する取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師等養成所運営費の支援（22施設）</li> <li>看護師等養成所施設整備への支援（3施設）</li> <li>院内保育所運営費の支援（121施設）</li> <li>新人看護職員研修実施病院へ補助（123病院）</li> <li>新人看護職員研修の実施（398人受講）</li> <li>潜在看護職員への普及啓発、出前就業相談会・地域共同就業説明会の開催</li> <li>認定看護師養成研修等の実施（3267人受講）</li> <li>学生への修学資金貸付（借受者県内就業率：H26：87%、H27：89%）</li> </ul>	<p>体系的な教育が困難な小規模の訪問看護ステーションに対し、訪問看護師育成のための「教育支援ステーション」を各地域に設置し、新規採用の訪問看護師等への研修等を実施することにより、質の高い看護人材の育成・定着を促進する。</p> <p>離職した看護職員を復職させるため、普及啓発、再就業支援セミナーを開催し、職場見学や研修を行う医療機関等を募り、相談会等参加者の当該研修等への参加を促すことにより、就業促進を図る。</p>

<27 年度計画>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	緩和ケア推進事業 【H27～31】	◇二次保健医療圏に1か所以上を目指し、緩和ケア病棟整備を進めるとともに、地域における緩和ケア提供体制の充実を図り、緩和ケアに携わる人材育成や関係機関が連携できる仕組みを構築 (緩和ケア病棟整備数16施設→9施設) (緩和ケア病棟を整備した新規病院のネットワーク構築3病院→10病院)	◇新たに4施設が緩和ケア病棟整備を進め、平成29年7月に20施設となった。 3施設がネットワーク構築に取り組んだ。	引き続き、緩和ケア病棟が未整備である二次保健医療圏においては、今後病棟を建て替える計画のある病院等に働きかけを行っていく。
	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 【H27～29】	◇本県の回復期病床数は、著しく不足することが予想されるため、急性期病床等から回復期病床等への転換を促進する。 ◇病院・診療所間や在宅医療・介護連携を図る情報システムを、医療介護総合確保区域単位で1か所以上導入	◇補助実施により、451床について急性期病床等から回復期病床への転換。 ◇県内4区域に情報システムを導入	医療機関に対し、平成28年10月策定の地域医療構想の趣旨や本事業の支援について周知を十分に行うことで、回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	かかりつけ歯科医普及定着推進事業 【H27～28】	◇かかりつけ歯科医を持つ者の割合48%からの増加を目標とする。	(県全体調査は未実施のため、調査実施後に評価)	
	在宅医療施策推進事業 【H27～31】	◇在宅医療トレーニングセンターにおいて、年間1,600人(28年度～)の医療従事者のスキル向上を図る。 ◇各市町村で実施する地域支援事業(在宅医療・介護連携推進事業)について、国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数 0市町村→33市町村	◇在宅医療トレーニングセンター開設、2,074人の従事者のスキル向上 ◇国が示した事業項目全ての取組みを開始した市町村数：6市町村	平成30年度から原則として在宅医療・介護連携推進事業の全事業を全市町村が取り組むこととされているが、地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用しながら、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援し、在宅医療の提供体制の整備を推進していく。
	小児等在宅医療連携拠点事業 【H27～29】	◇研修会等を通じて、540人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図る。	◇672人の小児在宅医療の担い手のスキル向上を図った。	

	在宅歯科診療所設備整備【H27～29】	◇歯科医療機関の在宅歯科医療への参入の促進や、在宅歯科を実施する医療機関の機器の充実を図るため、在宅歯科医療用機器等の整備を進める。(185か所)	◇在宅歯科医療を推進するための在宅歯科医療用機器を計85か所に整備	29年度に、100箇所の整備を進める。
医療従事者の確保	がん診療口腔ケア推進事業【H27～29】	◇がん診療連携拠点病院等が主体となり、がん患者に対する口腔ケアの必要性について、地域を含めた医療従事者へ研修や啓発を行い、がん患者に対する口腔ケアを提供(全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行う23病院→29病院)	◇9病院において事業を実施	全てのがん診療連携拠点病院等で口腔ケアの取組みを行うよう、引き続き病院への働きかけを行っていく。
	医科・歯科連携に資する人材養成【H27～28】	◇病院入院患者への適切な日常口腔ケアの実施体制構築のため、看護職等を対象に研修等を行い、入院患者の肺炎発症等の予防に取り組み、平均在院日数の減少を図る。 ・24.0日(全病床)→減少を目標とする。	◇入院患者への適切な日常口腔ケアの提供に向けて、看護職等を対象に研修を81回実施(平均在院日数は未把握)	事業成果を踏まえ、病院の看護職等向けの口腔ケアに関するハンドブックを作成し、平成27・28年度の支援先病院だけでなく他病院にも送付し、人材育成や効果的な日常の口腔ケアを普及に活用する。
	医師確保関連事業【H27～31】	◇医師不足、産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在、分娩を取扱う産科医師等の継続的就労などの課題を解決し、地域において安心して生活できるようにする ・人口10万人当たり医師数 193.7人 → 239.16人 ・産科医・産婦人科医師数 699人(24年度) → 750人	◇産科や小児科等の特定の診療科や地域による偏在などの課題解決に向けて取組みを実施 ・人口10万人当たり医師数 201.7人 ・産科医・産婦人科医師数 744人	地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。
	看護職員等の確保及び質の向上に関する事業【H27～29】	◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国的に低い水準であるため、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供する。  ◇地域で暮らす重度重複障害者等に質量ともに十分なサービスを提供できるよう、看護師の養成確保 養成研修修了者 60名 普及啓発研修 計13回開催 ◇認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成 精神科病床を有する病院(69病院)の看護師を各病院に養成(新人看護職員 207名・中堅看護職員 276名)	◇看護職員向け各種研修等により、看護人材の確保、質の高い看護の提供推進 ・訪問看護師離職防止研修へ補助(640人受講) ・看護専任教員に興味のある看護師を対象とした研修(96人受講)、看護師養成所での看護専任教員への同行(シャドウイング)(32人参加) ・看護専任教員の養成 5名 ◇養成研修修了者 36名(受講41名) 普及啓発研修 8回開催(受講1,060名)  ◇認知行動療法に関する研修会を2回実施 新人看護職員研修(80名参加) 中堅看護職員研修(93名参加)	訪問看護離職防止研修は継続することが重要であり、引き続き実施していく。 看護専任教員の資格を有しない看護師に対し、引き続き資格取得を促進する。 カリキュラムと日程見直しにより、日数短縮等、受講しやすい改善と効率化を行う 精神科病院協会を通じた周知を行い、研修希望者数を増加させる。

<28年度計画>

	施策・項目	目標	達成状況	改善の方向性
病床の機能分化・連携	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備 【H28～29】	◇急性期病床等から回復期病床への転換を促進する。  ・ 回復期病床数 (平成27年7月時点) 4,958床 → 470床の増(平成30年度目標)	◇28年度計画においては、28年度は、回復期病床への機能転換等について、医療機関の理解促進のための働きかけを行うこととしており、29年度以降、医療機関への補助による転換を図っていく。	医療機関に対して、平成28年10月策定の地域医療構想の趣旨や本事業による支援についての周知を十分に行うことで、医療機関の回復期病床への転換を促していく。
在宅医療の推進	居宅等における医療の提供 【H28～29】	◇在宅医療を提供できる医療機関や事業所等の増加、従事する人材の育成などにより、在宅医療提供体制を充実させる。  ・ 在宅療養支援診療所数 832カ所(平成26年) → 977カ所(平成30年度目標)  ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数 733カ所(平成26年) → 990カ所(平成29年度目標)  ・ 訪問看護事業所数 523カ所(平成27年4月) → 563カ所(平成29年度目標)  ・ 在宅看取りを実施している診療所・病院数 321カ所(平成26年) → 344カ所(平成29年度目標)	・ 在宅療養支援診療所数 832カ所(平成26年) → 862カ所(平成28年3月)  ・ 訪問看護事業所数 523カ所(平成27年4月) → 613カ所(平成29年3月)  ・ 在宅医療サービスを提供する歯科診療所数および在宅看取りを実施している診療所・病院数については、医療施設調査の結果を待って、達成状況を判断する。	平成30年度から原則として在宅医療・介護連携推進事業の全事業を全市町村が取り組むこととされているが、地域により医療資源に差があることなどを踏まえ、県が市町村や医師会等と連携し、保健所を活用しながら、在宅医療・介護連携推進事業を担う市町村を支援し、在宅医療の提供体制の整備を推進していく。
医療従事者の確保	医師の確保 【H28～29】	◇医師不足、産科や小児科などの特定の診療科や地域による偏在などの解消  ・ 人口10万人当たり医師数(医療施設従事者) 201.7人(平成26年12月) → 245.3人(平成32年度目標)  ・ 産科医・産婦人科医師数 699人(平成24年度) → 750人(平成29年度目標)	・ 人口10万人当たり医師数(医療施設従事者) 193.7人 → 201.7人  ・ 産科医・産婦人科医師数 699人(H24年末) → 744人(平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査)	地域医療支援センターと連携し、医師不足、特定の診療科や地域による偏在の解消に向けて、効果的に事業を実施していく。
看護職員の確保	看護職員の確保 【H28～29】	◇本県の人口10万人当たりの就業看護職員数は全国平均と比べて低い水準であるため、看護人材の養成、離職防止、再就業支援により、看護人材の確保に取り組み、質の高い看護の提供を推進し、県民に対して適切な医療を提供することを目標とする。  ・ 就業する看護職員数の増	◇人口10万人当たりの就業看護職員数は県内の就業看護職員数は、2年間で560人(0.7%)増加した。  ・ 就業する看護職員数の増 75,663人(平成26年12月) → 76,223人(平成28年12月)	看護職員の養成・確保について、引き続き推進していくために、看護教員を継続的に確保するとともに、養成数の増に伴った実習施設の確保に取り組む。  中小規模の病院の実情を踏まえた

	75,663人(平成26年12月) → 増加 ※ 具体的な目標値は、「看護職員需給推計」の推計(平成29年予定)後に設定		支援策や、看護職員の職場定着に向けた取り組みを引き続き推進する。 県ナースセンターの認知度や利便性を向上させ、未就業看護師等に対し、再就業を効果的に働きかける方法を検討し再就業の支援を促進する。
歯科関係人材の確保 【H28】	◇神奈川県1診療所あたりの就業歯科衛生士数は全国平均と比べ低い水準であり、また、今後需要増が見込まれる在宅歯科医療に対応できる人材も不足しているため、再就業支援、養成・育成により、必要な歯科医療人材を確保することを目標とする。 ・歯科衛生士就業人数 7,619人(平成26年度) → 5%増加(平成28年度目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>未就業歯科衛生士の復職を支援するための講習会及び就業支援を実施 43名受講(3日間コース・1回)</li> <li>在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施 61名受講(1日・2回)</li> </ul>	県内歯科衛生士養成施設との連携やホームページの活用などとして、積極的に当該事業の周知を行っている。